

葉山町犯罪被害者等支援条例に係る制定方針

1 条例制定の趣旨

犯罪被害者等は、命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるなどの被害（一次被害）に加え、理解や配慮に欠ける言動や対応、プライバシーの侵害、誹謗中傷などによって、精神的な苦痛や身体の不調等（二次被害）や再被害にも苦しめられます。

こうした中、犯罪被害者等が受けた身体的・精神的・経済的被害の回復と、平穏で尊厳のある生活を取り戻すため、地方公共団体が中心となって各関係機関と連携し、支援していくことが必要とされています。

葉山町では、犯罪被害者等の権利利益の保護及び被害からの早期回復又は軽減を図り、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とするため（仮称）葉山町犯罪被害者等支援条例を制定するものです。

2 犯罪被害者等支援の現状と背景

(1) 国

平成 16 年に犯罪被害者等基本法が制定され、「すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」ことを基本理念として規定されています。

また、国及び地方公共団体の責務が規定されており、それぞれの役割分担を明確にしています。

令和 3 年に策定された第 4 次犯罪被害者等基本計画（計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度）では、国は地方公共団体に犯罪被害者等の支援を目的とした条例制定等に関する情報提供を行うこと、犯罪被害者等を含む地域住民に総合的対応窓口等の相談機関や各種制度等を周知するよう地方公共団体に要請することなどが位置付けられています。

(2) 神奈川県

平成 21 年に「神奈川県犯罪被害者等支援条例」を施行するとともに、支援推進計画（第 4 期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画（令和 6 年度～10 年度））を策定し、総合的、計画的に取り組んでいます。

また、この条例に基づき、県、県警察、神奈川県被害者支援センターが一体となって運営する「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を設置し、様々な相談に応じるとともに、必要とする情報や支援を総合的に提供しています。

【県の支援内容】

支援内容	① 法律相談（2回まで） ② カウンセリング（10回まで） ③ 警察、裁判所、病院等への付添い ④ 緊急避難（ホテル宿泊3日以内） ⑤ 県営住宅一時使用（原則3か月以内） ⑥ 見舞金（遺族見舞金 70万円、重傷病見舞金 40万円、 転居見舞金 20万円）
------	---

(3) 町

現在、神奈川県犯罪被害者等支援条例において、県内どこの市町村においても犯罪被害者等が必要な支援を受けられることが求められています。

葉山町では、県条例に定められた基本理念や責務に基づき、令和8年4月の条例制定を目指します。

3 県及び町の役割

犯罪被害者等基本法では、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定しています。

これに基づき、犯罪被害者等に対し、神奈川県では総合的支援体制の整備や広域的な啓発活動などを行い、葉山町では各関係機関と連携し、日常生活等に係る支援などを行います。

4 葉山町の犯罪被害者等支援策

(1) 経済的負担の軽減

- ・遺族見舞金【30万円】
- ・重傷病見舞金【10万円】※1ヶ月以上の加療を要する疾病
- ・性犯罪被害見舞金【不同意性交 10万円/不同意わいせつ 5万円】

(2) 日常生活の支援

- ・家事及び介護等費用【1事件 60時間まで（上限 4,000円/時）】
- ・配食費用【1事件 30回まで（上限 1,000円/回/人）】
- ・一時保育費用【1事件 10回まで（上限 4,000円/日/人）】
- ・一時預かり費用【1事件 10回まで（上限 4,000円/日/人）】

(3)住居の支援

- ・ 転居支援【1事件1回まで（上限20万円/回）】※条件付で2回
- ・ 緊急避難【1事件2泊（県制度利用者の延泊として）】

(4)相談等の支援

- ・ 法律相談【1事件2回まで】
- ・ カウンセリング【1事件10回まで（1回60分目安）】

5 県内市町村の条例制定状況

県内の市町村では、20の自治体が犯罪被害者等支援条例を制定しています。

【年度別県内市町村の条例制定状況】

施行年度	自治体
平成15年度	寒川町
平成27年度	茅ヶ崎市
平成31年度	横浜市
令和4年度	川崎市、横須賀市、秦野市
令和5年度	相模原市、伊勢原市、湯河原町
令和6年度	南足柄市
令和7年度	厚木市、海老名市、大和市、平塚市、逗子市、鎌倉市、小田原市、藤沢市、愛川町、綾瀬市
令和8年度(予定)	葉山町、三浦市

6 連携・支援体制

(1) 関係機関等、民間支援団体との連携

犯罪被害者等への支援について、かながわ犯罪被害者サポートステーション（神奈川県、神奈川県警察、公益社団法人神奈川被害者支援センター）、葉山警察署、葉山被害者支援ネットワークなどの有識者や関係機関と密接な連携を図ります。

(2) 内部機関との連携

犯罪被害者等への支援について、犯罪被害者等の支援する対象者により、福祉課、子ども育成課、学校教育課等と連携を図ります。

(3) 町民への啓発

犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について、広報やホームページ、講演会等により町民の理解を深め、犯罪被害者等が二次被害に遭わないよう取り組んでいきます。

(4) その他の支援体制

犯罪被害者等への支援について、支援内容に基づき神奈川県弁護士会、公益社団法人神奈川被害者支援センター、緊急避難ホテルと協定を締結し、迅速かつ円滑な支援体制を構築します。

7 条例制定スケジュール

令和7年4月～8月	条例案、支援内容の検討
9月～10月	葉山被害者支援ネットワークから意見聴取
11月	葉山被害者支援ネットワークへ条例(案)の説明、了承
令和8年2月	2月定例会へ条例(案)の議案提出
4月	条例施行、町民等への周知